

事務連絡(保82)
平成20年6月26日

都道府県医師会
社会保険担当理事殿

日本医師会常任理事
藤原 淳

岩手・宮城内陸地震に伴う地方公務員共済組合及び警察共済組合の短期給付関係の事務処理について

今般発生いたしました岩手・宮城内陸地震の被災に伴い、総務省自治行政局公務員部福利課より地方職員共済組合について、警視庁長官官房給与厚生課長より警察共済組合について、それぞれ短期給付関係の事務処理について通知されましたので、取り急ぎお知らせ申し上げます。

既に平成20年6月16日付事務連絡(保70)Fにてご連絡の通り、岩手・宮城内陸地震の発生に伴い、被保険者証を焼失、あるいは家屋に残したまま避難していることにより、保険医療機関に被保険者証を提示できない被用者保険の被災被保険者及び扶養家族にあつては、①氏名、②生年月日、③事業所名を申し立てることにより、保険診療を行うことが可能となっておりますが、今般ご連絡申し上げます地方公務員共済組合及び警察共済組合の被災組合員及び被扶養者にあつても同様に①氏名、②生年月日、③組合員の勤務先を申し立てることにより、保険診療を行うことが可能となっております。

また、両共済組合におきましては、被害状況に応じて、被災組合員等の一部負担金等の徴収猶予及び減免措置が講じられることとなっております。

なお、詳細につきましては、添付資料をご参照いただきますようお願いいたします。

本取扱いに関しまして、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

(添付資料)

1. 「岩手・宮城内陸地震に伴う共済組合の短期給付関係の事務処理について」
(平 20. 6.20 総務省自治行政局公務員部福利課 事務連絡 地方職員共済組合宛)
2. 「岩手・宮城内陸地震に伴う警察共済組合の短期給付関係の事務処理について」
(平 20. 6.23 警視庁長官官房給与厚生課長 事務連絡 警察共済組合理事長宛)

事 務 連 絡
平成20年6月20日

地方職員共済組合 御中
(地方共済事務局・団体共済部扱い)

総務省自治行政局公務員部福利課

平成20年岩手・宮城内陸地震に伴う共済組合の短期給付関係の事務処理について

標記については、被災した組合員及び被扶養者（以下「組合員等」という。）に対して、下記による取扱いを図られるよう願います。

記

1. 一部負担金等の徴収猶予及び減免について

共済組合においては、災害その他の特別の事情がある組合員に対し、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第57条の2の規定に基づき、共済組合の判断により、一部負担金等の徴収猶予及び減免を行うことができるとされており、今般の平成20年岩手・宮城内陸地震に係る被災組合員等の一部負担金等についても、その被害状況に応じて適切な措置を講じられたいこと。その手続については、別添1（平成18年9月29日総行福第313号）を参照されたいこと。

2. 組合員証等の取扱いについて

地震による被災により組合員証等を紛失した場合の取扱いについては、別添2の平成16年10月28日付事務連絡の1及び2（1）にお示ししている事項に留意の上、適切に対応されたいこと。

3. 保険給付費等の支払いについて

被災した組合員等から給付金等の申請があったときは、速やかに審査のうえ支払いを行うこと。

4. その他

上記1の措置を講ずる場合については、被災組合員等又は被災した所属所等に対する周知徹底に努めていただきたいこと。

また、上記2について、被災組合員等への周知徹底に努めていただきたいこと。

(別添1)

総行福第313号
平成18年9月29日

各都道府県総務部長 殿
(市町村担当課扱い)

総務省自治行政局公務員部福利課長

短期給付における一部負担金等の徴収猶予及び減免の取扱いについて

健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)の一部が平成18年10月1日から施行される所であり、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号。以下「地共済法」という。)第57条の2第1項の規定による一部負担金、保険外併用療養費及び訪問看護療養費に係る自己負担額の徴収猶予及び減免並びに地共済法第59条の2第1項及び第2項の規定による家族療養費及び家族訪問看護療養費に係る自己負担額の徴収猶予及び減免の具体的な取扱いについては、下記によることとします。

については、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合(育児休業手当金及び介護休業手当金のみの短期給付を行う共済組合を除く。)に対し通知の上、その取扱いに遺漏のないようお願いいたします。

記

1 一部負担金等の徴収猶予

地方公務員共済組合(以下「組合」という。)は、組合員が震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと(2において「減免事由に該当した事」という。)により、その生活が困難となった場合において必要と認めるときは、当該組合員の申請により、6ヶ月以内の期間を限って、一部負担金、保険外併用療養費に係る自己負担額(食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当するものは除く。)、訪問看護療養費に係る自己負担額、家族療養費に係る自

己負担額（食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当するものは除く。）又は家族訪問看護療養費に係る自己負担額（以下「一部負担金等」という。）の徴収を猶予するものとするができること。この場合において、当該組合員又はその被扶養者（以下「組合員等」という。）が、保険医療機関、保険薬局及び指定訪問看護事業者（以下「保険医療機関等」という。）に対して当該一部負担金等を支払うべきものであるときは、当該組合員等の当該保険医療機関等に対する支払に代えて、組合が当該一部負担金等を当該組合員から直接に徴収することとし、その徴収を猶予することができること。

2 一部負担金等の減免

組合は、組合員が減免事由に該当したことにより、その生活が著しく困難となった場合において必要があると認めるときは、当該組合員の申請により当該組合員及びその被扶養者に係る一部負担金等を減額し、又はその支払を免除することができること。

3 前記1及び2の場合における生活困難の認定は、地域の特殊事情、組合員の生活実態等に即して適正に実施するよう配慮すること。

また、前記1及び2の取扱いは、財政運営に与える影響を考慮した上で、各組合の判断により弾力的に実施すること。

4 申請

一部負担金等の徴収猶予又は減免の措置を受けようとする者は、あらかじめ組合に対し、申請書（別紙様式1参照）を提出しなければならないこと。

5 証明書の交付

(1) 組合は、地共済法第57条の2第1項又は地共済法第59条の2第1項若しくは第2項の規定により、一部負担金等の徴収猶予又は減免の決定をした場合は、速やかに証明書（別紙様式2参照）を申請者に交付するものとする。

(2) 一部負担金等の徴収猶予又は減免の措置を受けた者が、保険医療機関等から療養の給付、保険外併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給、家族療養費の支給又は家族訪問看護療養費の支給（以下「療養の給付等」という。）を受けようとするときは、(1)の証明書を組合員証又は組合員被扶養者証（以下「組合員証等」という。）に添えて当該保険医療機関等に提出しなければならないこと。

6 保険医療機関等における取扱い

- (1) 証明書の交付を受けた者が、保険医療機関等から療養の給付等を受けるときに組合員証等に当該証明書を添えて提出した場合、一部負担金等を減額された者は減額された一部負担金等を支払えば足り、一部負担金等の支払を徴収猶予又は免除された者は一部負担金等の支払を要しないものであること。
- (2) 証明書の提出を受けた保険医療機関等は、徴収猶予又は減額若しくは免除された一部負担金等の支払を受けることを要せず、当該一部負担金等相当額については審査支払機関に請求するものであること。

7 徴収猶予及び減免の取消

- (1) 組合は、一部負担金等の徴収猶予の措置を受けた者が次のいずれかに該当する場合には、その徴収猶予をした一部負担金等の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを一時に徴収することができること。
 - ① 徴収猶予を受けた者の資力その他の事情が変化したため、徴収猶予をすることが不適當であると認められるとき。
 - ② 一部負担金の納入を免れようとする行為があったと認められるとき。
- (2) 組合は、偽りの申請その他不正の行為により一部負担金等の減免を受けた者がある場合においてこれを発見したときは、ただちに当該一部負担金等の減免を取り消すものとする。この場合において当該組合員等が保険医療機関等から療養の給付等を受けたものであるときは、組合は、ただちに、減免を取り消した旨及び取消の年月日を当該保険医療機関等に通知するとともに、当該組合員等がその取消の日の前日までの間に減免によりその支払を免れた額を当該組合員に返還させるものとする。

(別添1)

総行福第313号
平成18年9月29日

地方職員共済組合理事長
東京都職員共済組合理事長
札幌市職員共済組合理事長
名古屋市職員共済組合理事長

} 殿

総務省自治行政局公務員部福利課長

短期給付における一部負担金等の徴収猶予及び減免の取扱いについて

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）の一部が平成18年10月1日から施行される所であり、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「地共済法」という。）第57条の2第1項の規定による一部負担金、保険外併用療養費及び訪問看護療養費に係る自己負担額の徴収猶予及び減免並びに地共済法第59条の2第1項及び第2項の規定による家族療養費及び家族訪問看護療養費に係る自己負担額の徴収猶予及び減免の具体的な取扱いについては、下記によることとしますので、その取扱いに遺漏のないようお願いいたします。

記

1 一部負担金等の徴収猶予

地方公務員共済組合（以下「組合」という。）は、組合員が震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと（2において「減免事由に該当した事」という。）により、その生活が困難となった場合において必要と認めるときは、当該組合員の申請により、6ヶ月以内の期間を限って、一部負担金、保険外併用療養費に係る自己負担額（食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当

するものは除く。)、訪問看護療養費に係る自己負担額、家族療養費に係る自己負担額(食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当するものは除く。)又は家族訪問看護療養費に係る自己負担額(以下「一部負担金等」という。)の徴収を猶予するものとするができること。この場合において、当該組合員又はその被扶養者(以下「組合員等」という。)が、保険医療機関、保険薬局及び指定訪問看護事業者(以下「保険医療機関等」という。)に対して当該一部負担金等を支払うべきものであるときは、当該組合員等の当該保険医療機関等に対する支払に代えて、組合が当該一部負担金等を当該組合員から直接に徴収することとし、その徴収を猶予することができること。

2 一部負担金等の減免

組合は、組合員が減免事由に該当したことにより、その生活が著しく困難となった場合において必要があると認めるときは、当該組合員の申請により当該組合員及びその被扶養者に係る一部負担金等を減額し、又はその支払を免除することができること。

3 前記1及び2の場合における生活困難の認定は、地域の特殊事情、組合員の生活実態等に即して適正に実施するよう配慮すること。

また、前記1及び2の取扱いは、財政運営に与える影響を考慮した上で、各組合の判断により弾力的に実施すること。

4 申請

一部負担金等の徴収猶予又は減免の措置を受けようとする者は、あらかじめ組合に対し、申請書(別紙様式1参照)を提出しなければならないこと。

5 証明書の交付

(1) 組合は、地共済法第57条の2第1項又は地共済法第59条の2第1項若しくは第2項の規定により、一部負担金等の徴収猶予又は減免の決定をした場合は、速やかに証明書(別紙様式2参照)を申請者に交付するものとする。

(2) 一部負担金等の徴収猶予又は減免の措置を受けた者が、保険医療機関等から療養の給付、保険外併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給、家族療養費の支給又は家族訪問看護療養費の支給(以下「療養の給付等」という。)を受けようとするときは、(1)の証明書を組合員証又は組合員被扶養者証(以下「組合員証等」という。)に添えて当該保険医療機

関等に提出しなければならないこと。

6 保険医療機関等における取扱い

- (1) 証明書の交付を受けた者が、保険医療機関等から療養の給付等を受ける際に組合員証等に当該証明書を添えて提出した場合、一部負担金等を減額された者は減額された一部負担金等を支払えば足り、一部負担金等の支払を徴収猶予又は免除された者は一部負担金等の支払を要しないものであること。
- (2) 証明書の提出を受けた保険医療機関等は、徴収猶予又は減額若しくは免除された一部負担金等の支払を受けることを要せず、当該一部負担金等相当額については審査支払機関に請求するものであること。

7 徴収猶予及び減免の取消

- (1) 組合は、一部負担金等の徴収猶予の措置を受けた者が次のいずれかに該当する場合においては、その徴収猶予をした一部負担金等の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを一時に徴収することができること。
 - ① 徴収猶予を受けた者の資力その他の事情が変化したため、徴収猶予をすることが不適當であると認められるとき。
 - ② 一部負担金の納入を免れようとする行為があったと認められるとき。
- (2) 組合は、偽りの申請その他不正の行為により一部負担金等の減免を受けた者がある場合においてこれを発見したときは、ただちに当該一部負担金等の減免を取り消すものとする。この場合において当該組合員等が保険医療機関等から療養の給付等を受けたものであるときは、組合は、ただちに、減免を取り消した旨及び取消の年月日を当該保険医療機関等に通知するとともに、当該組合員等がその取消の日の前日までの間に減免によりその支払を免れた額を当該組合員に返還させるものとする。

(別紙) 様式 1

一部負担金等 減 額
免除 申請書
徴収猶予

組合員証等記号番号						
組合員	氏名		生年月日		性別	
	住所					
減免等を 希望する 対象者	氏名		生年月日		性別	
	住所					
	傷病名					
	発病又は負傷年月日					
減免等を申請する理由						

上記のとおり申請いたします。

平成 年 月 日

共済組合理事長 殿

組合員 住 所
氏 名

印

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番を標準とする。
- 2 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

様式 2

減 額
一部負担金等 免 除 証明書
徴収猶予

組合員証等記号番号						
組合員	氏名		生年月日		性別	
	住所					
対象者	氏名		生年月日		性別	
	住所					
減免等の内容						
減 額 負担割合 割			有効期限 平成 年 月 日			
免 除						
徴収猶予						

上記のとおり証明する。

平成 年 月 日

共済組合理事長



備考

- 1 この証の大きさは、縦127ミリメートル、横91ミリメートルとする。
- 2 この証は、対象者一人ごとにこれを作製すること。
- 3 減免等の内容は、該当しないものを抹消すること。また、証明書の題名についても同様とすること。
- 4 対象者が組合員であるときは、対象者の「氏名」欄に組合員本人と記載し、対象者が被扶養者であるときは、それぞれの欄に該当事項を記載すること。

事務連絡
平成16年10月28日

地方職員共済組合理事長 殿

総務省自治行政局公務員部福利課長

新潟県中越地震に関する共済組合の短期給付関係の事務処理について

標記については、貴組合において被災した組合員及び被扶養者（以下「組合員等」という。）に対して、下記事項に留意し、その周知徹底を図られるようお願いいたします。

記

1. 組合員に対する周知事項について

被災した組合員に対して、次の事項について周知を図ること。（別添参照）

(1) 組合員証等の再発行について

被災により組合員証等を紛失・消失した場合は、所属所長に対し速やかに再交付申請を行うこと。

なお、所属所に対する再交付申請が困難な場合は、直接、貴組合に対し再交付申請を行っても差し支えないこととする。

(2) 組合員証等がない場合の医療機関等での受診について

被災又は避難した組合員等が治療を必要とするときは、組合員証等の再発行が間に合わない場合であっても、病院等の窓口において、氏名、生年月日及び組合員の勤務先を申し出ることにより、保険診療が受けられる措置が講じられていること。

2. 共済組合における当面の事務処理について

(1) 組合員証等の再発行業務について

組合員証等について、被災又は避難した組合員の申請に基づき速やかに再発行ができるようその体制を整えること。

なお、再発行の申請が所属所長を経由することが困難などの理由により直接共済組合に申請があった場合であっても、速やかに組合員証等の再発行を行うこと。

(2) 保健給付費等の支払いについて

被災した組合員から給付金等の申請があったときは、速やかに審査のうえ支払いを行うこと。

共済組合からのお知らせ

新潟県中越地震に被災された組合員とご家族の皆様へ

〇〇共済組合

このたびの新潟県中越地震において、被害にあわれた組合員及びご家族の皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

さて、今回の地震で被災された当共済組合の組合員及びその被扶養者の方には、次のような特例措置が講じられていますが、共済組合では組合員証等を紛失・消失された方への再交付を行っていますので、できるだけ早く再交付申請の手続きをされますようお願いいたします。

なお、組合員証等の再交付については、通常、所属所長を経由していただいておりますが、それが困難な場合には当共済組合に直接連絡してください。

組合員証等がない場合でも病院・診療所で保険診療が受けられます。

組合員証等の再交付が間に合わない場合でも、医療機関の窓口で次の事項を申告すれば保険診療が受けられます。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 組合員の勤務先

なお、ご不明な点などがありましたら、当共済組合までご連絡ください。

(お問い合わせ先)
〇〇共済組合〇〇課
担当者：〇〇
TEL

事 務 連 絡
平成20年6月20日

岩手県地域振興部市町村課 御中

総務省自治行政局公務員部福利課

平成20年岩手・宮城内陸地震に伴う共済組合の短期給付関係の事務処理について

標記については、岩手県市町村職員共済組合において、被災した組合員及び被扶養者（以下「組合員等」という。）に対して、下記による取扱いを図られるようご指導願います。

記

1. 一部負担金等の徴収猶予及び減免について

共済組合においては、災害その他の特別の事情がある組合員に対し、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第57条の2の規定に基づき、共済組合の判断により、一部負担金等の徴収猶予及び減免を行うことができるとされており、今般の平成20年岩手・宮城内陸地震に係る被災組合員等の一部負担金等についても、その被害状況に応じて適切な措置を講じられたいこと。その手続については、別添1（平成18年9月29日総行福第313号）を参照されたいこと。

2. 組合員証等の取扱いについて

地震による被災により組合員証等を紛失した場合の取扱いについては、別添2の平成16年10月28日付事務連絡の1及び2（1）にお示ししている事項に留意の上、適切に対応されたいこと。

3. 保険給付費等の支払いについて

被災した組合員等から給付金等の申請があったときは、速やかに審査のうえ支払いを行うこと。

4. その他

上記1の措置を講ずる場合については、被災組合員等又は被災した所属所等に対する周知徹底に努めていただきたいこと。

また、上記2について、被災組合員等への周知徹底に努めていただきたいこと。

事 務 連 絡
平成20年6月20日

宮城県総務部市町村課 御中

総務省自治行政局公務員部福利課

平成20年岩手・宮城内陸地震に伴う共済組合の短期給付関係の事務処理について

標記については、宮城県市町村職員共済組合において、被災した組合員及び被扶養者（以下「組合員等」という。）に対して、下記による取扱いを図られるようご指導願います。

記

1. 一部負担金等の徴収猶予及び減免について

共済組合においては、災害その他の特別の事情がある組合員に対し、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第57条の2の規定に基づき、共済組合の判断により、一部負担金等の徴収猶予及び減免を行うことができるとされており、今般の平成20年岩手・宮城内陸地震に係る被災組合員等の一部負担金等についても、その被害状況に応じて適切な措置を講じられたいこと。その手続については、別添1（平成18年9月29日総行福第313号）を参照されたいこと。

2. 組合員証等の取扱いについて

地震による被災により組合員証等を紛失した場合の取扱いについては、別添2の平成16年10月28日付事務連絡の1及び2（1）にお示ししている事項に留意の上、適切に対応されたいこと。

3. 保険給付費等の支払いについて

被災した組合員等から給付金等の申請があったときは、速やかに審査のうえ支払いを行うこと。

4. その他

上記1の措置を講ずる場合については、被災組合員等又は被災した所属所等に対する周知徹底に努めていただきたいこと。

また、上記2について、被災組合員等への周知徹底に努めていただきたいこと。

(別添1)

総行福第313号

平成18年9月29日

各都道府県総務部長 殿
(市町村担当課扱い)

総務省自治行政局公務員部福利課長

短期給付における一部負担金等の徴収猶予及び減免の取扱いについて

健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)の一部が平成18年10月1日から施行される所であり、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号。以下「地共済法」という。)第57条の2第1項の規定による一部負担金、保険外併用療養費及び訪問看護療養費に係る自己負担額の徴収猶予及び減免並びに地共済法第59条の2第1項及び第2項の規定による家族療養費及び家族訪問看護療養費に係る自己負担額の徴収猶予及び減免の具体的な取扱いについては、下記によることとします。

については、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合(育児休業手当金及び介護休業手当金のみの短期給付を行う共済組合を除く。)に対し通知の上、その取扱いに遺漏のないようお願いいたします。

記

1 一部負担金等の徴収猶予

地方公務員共済組合(以下「組合」という。)は、組合員が震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと(2において「減免事由に該当した事」という。)により、その生活が困難となった場合において必要と認めるときは、当該組合員の申請により、6ヶ月以内の期間を限って、一部負担金、保険外併用療養費に係る自己負担額(食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当するものは除く。)、訪問看護療養費に係る自己負担額、家族療養費に係る自

己負担額（食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当するものは除く。）又は家族訪問看護療養費に係る自己負担額（以下「一部負担金等」という。）の徴収を猶予するものとするができること。この場合において、当該組合員又はその被扶養者（以下「組合員等」という。）が、保険医療機関、保険薬局及び指定訪問看護事業者（以下「保険医療機関等」という。）に対して当該一部負担金等を支払うべきものであるときは、当該組合員等の当該保険医療機関等に対する支払に代えて、組合が当該一部負担金等を当該組合員から直接に徴収することとし、その徴収を猶予することができること。

2 一部負担金等の減免

組合は、組合員が減免事由に該当したことにより、その生活が著しく困難となった場合において必要があると認めるときは、当該組合員の申請により当該組合員及びその被扶養者に係る一部負担金等を減額し、又はその支払を免除することができること。

3 前記1及び2の場合における生活困難の認定は、地域の特殊事情、組合員の生活実態等に即して適正に実施するよう配慮すること。

また、前記1及び2の取扱いは、財政運営に与える影響を考慮した上で、各組合の判断により弾力的に実施すること。

4 申請

一部負担金等の徴収猶予又は減免の措置を受けようとする者は、あらかじめ組合に対し、申請書（別紙様式1参照）を提出しなければならないこと。

5 証明書の交付

(1) 組合は、地共済法第57条の2第1項又は地共済法第59条の2第1項若しくは第2項の規定により、一部負担金等の徴収猶予又は減免の決定をした場合は、速やかに証明書（別紙様式2参照）を申請者に交付するものとする。

(2) 一部負担金等の徴収猶予又は減免の措置を受けた者が、保険医療機関等から療養の給付、保険外併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給、家族療養費の支給又は家族訪問看護療養費の支給（以下「療養の給付等」という。）を受けようとするときは、(1)の証明書を組合員証又は組合員被扶養者証（以下「組合員証等」という。）に添えて当該保険医療機関等に提出しなければならないこと。

6 保険医療機関等における取扱い

- (1) 証明書の交付を受けた者が、保険医療機関等から療養の給付等を受けるときに組合員証等に当該証明書を添えて提出した場合、一部負担金等を減額された者は減額された一部負担金等を支払えば足り、一部負担金等の支払を徴収猶予又は免除された者は一部負担金等の支払を要しないものであること。
- (2) 証明書の提出を受けた保険医療機関等は、徴収猶予又は減額若しくは免除された一部負担金等の支払を受けることを要せず、当該一部負担金等相当額については審査支払機関に請求するものであること。

7 徴収猶予及び減免の取消

- (1) 組合は、一部負担金等の徴収猶予の措置を受けた者が次のいずれかに該当する場合には、その徴収猶予をした一部負担金等の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを一時に徴収することができること。
 - ① 徴収猶予を受けた者の資力その他の事情が変化したため、徴収猶予をすることが不相当であると認められるとき。
 - ② 一部負担金の納入を免れようとする行為があったと認められるとき。
- (2) 組合は、偽りの申請その他不正の行為により一部負担金等の減免を受けた者がある場合においてこれを発見したときは、ただちに当該一部負担金等の減免を取り消すものとする。この場合において当該組合員等が保険医療機関等から療養の給付等を受けたものであるときは、組合は、ただちに、減免を取り消した旨及び取消の年月日を当該保険医療機関等に通知するとともに、当該組合員等がその取消の日の前日までの間に減免によりその支払を免れた額を当該組合員に返還させるものとする。

(別添1)

総行福第313号

平成18年9月29日

地方職員共済組合理事長
東京都職員共済組合理事長
札幌市職員共済組合理事長
名古屋市職員共済組合理事長

} 殿

総務省自治行政局公務員部福利課長

短期給付における一部負担金等の徴収猶予及び減免の取扱いについて

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）の一部が平成18年10月1日から施行される所であり、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「地共済法」という。）第57条の2第1項の規定による一部負担金、保険外併用療養費及び訪問看護療養費に係る自己負担額の徴収猶予及び減免並びに地共済法第59条の2第1項及び第2項の規定による家族療養費及び家族訪問看護療養費に係る自己負担額の徴収猶予及び減免の具体的な取扱いについては、下記によることとしますので、その取扱いに遺漏のないようお願いいたします。

記

1 一部負担金等の徴収猶予

地方公務員共済組合（以下「組合」という。）は、組合員が震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと（2において「減免事由に該当した事」という。）により、その生活が困難となった場合において必要と認めるときは、当該組合員の申請により、6ヶ月以内の期間を限って、一部負担金、保険外併用療養費に係る自己負担額（食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当

するものは除く。)、訪問看護療養費に係る自己負担額、家族療養費に係る自己負担額(食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当するものは除く。)又は家族訪問看護療養費に係る自己負担額(以下「一部負担金等」という。)の徴収を猶予するものとするができること。この場合において、当該組合員又はその被扶養者(以下「組合員等」という。)が、保険医療機関、保険薬局及び指定訪問看護事業者(以下「保険医療機関等」という。)に対して当該一部負担金等を支払うべきものであるときは、当該組合員等の当該保険医療機関等に対する支払に代えて、組合が当該一部負担金等を当該組合員から直接に徴収することとし、その徴収を猶予することができること。

2 一部負担金等の減免

組合は、組合員が減免事由に該当したことにより、その生活が著しく困難となった場合において必要があると認めるときは、当該組合員の申請により当該組合員及びその被扶養者に係る一部負担金等を減額し、又はその支払を免除することができること。

3 前記1及び2の場合における生活困難の認定は、地域の特殊事情、組合員の生活実態等に即して適正に実施するよう配慮すること。

また、前記1及び2の取扱いは、財政運営に与える影響を考慮した上で、各組合の判断により弾力的に実施すること。

4 申請

一部負担金等の徴収猶予又は減免の措置を受けようとする者は、あらかじめ組合に対し、申請書(別紙様式1参照)を提出しなければならないこと。

5 証明書の交付

(1) 組合は、地共済法第57条の2第1項又は地共済法第59条の2第1項若しくは第2項の規定により、一部負担金等の徴収猶予又は減免の決定をした場合は、速やかに証明書(別紙様式2参照)を申請者に交付するものとする。

(2) 一部負担金等の徴収猶予又は減免の措置を受けた者が、保険医療機関等から療養の給付、保険外併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給、家族療養費の支給又は家族訪問看護療養費の支給(以下「療養の給付等」という。)を受けようとするときは、(1)の証明書を組合員証又は組合員被扶養者証(以下「組合員証等」という。)に添えて当該保険医療機

関等に提出しなければならないこと。

6 保険医療機関等における取扱い

- (1) 証明書の交付を受けた者が、保険医療機関等から療養の給付等を受ける際に組合員証等に当該証明書を添えて提出した場合、一部負担金等を減額された者は減額された一部負担金等を支払えば足り、一部負担金等の支払を徴収猶予又は免除された者は一部負担金等の支払を要しないものであること。
- (2) 証明書の提出を受けた保険医療機関等は、徴収猶予又は減額若しくは免除された一部負担金等の支払を受けることを要せず、当該一部負担金等相当額については審査支払機関に請求するものであること。

7 徴収猶予及び減免の取消

- (1) 組合は、一部負担金等の徴収猶予の措置を受けた者が次のいずれかに該当する場合においては、その徴収猶予をした一部負担金等の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを一時に徴収することができること。
 - ① 徴収猶予を受けた者の資力その他の事情が変化したため、徴収猶予をすることが不適當であると認められるとき。
 - ② 一部負担金の納入を免れようとする行為があったと認められるとき。
- (2) 組合は、偽りの申請その他不正の行為により一部負担金等の減免を受けた者がある場合においてこれを発見したときは、ただちに当該一部負担金等の減免を取り消すものとする。この場合において当該組合員等が保険医療機関等から療養の給付等を受けたものであるときは、組合は、ただちに、減免を取り消した旨及び取消の年月日を当該保険医療機関等に通知するとともに、当該組合員等がその取消の日の前日までの間に減免によりその支払を免れた額を当該組合員に返還させるものとする。

(別紙) 様式 1

一部負担金等 減 額
免除 申請書
徴収猶予

組合員証等記号番号						
組合員	氏名		生年月日		性別	
	住所					
減免等を 希望する 対象者	氏名		生年月日		性別	
	住所					
	傷病名					
	発病又は負傷年月日					
減免等を申請する理由						

上記のとおり申請いたします。

平成 年 月 日

共済組合理事長 殿

組合員 住 所
氏 名

印

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番を標準とする。
- 2 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

様式 2

減 額
一部負担金等 免 除 証明書
徴収猶予

組合員証等記号番号						
組合員	氏名		生年月日		性別	
	住所					
対象者	氏名		生年月日		性別	
	住所					
減免等の内容						
減 額	負担割合	割	有効期限 平成 年 月 日			
免 除						
徴収猶予						

上記のとおり証明する。

平成 年 月 日

共済組合理事長



備考

- 1 この証の大きさは、縦127ミリメートル、横91ミリメートルとする。
- 2 この証は、対象者一人ごとにこれを作製すること。
- 3 減免等の内容は、該当しないものを抹消すること。また、証明書の題名についても同様とすること。
- 4 対象者が組合員であるときは、対象者の「氏名」欄に組合員本人と記載し、対象者が被扶養者であるときは、それぞれの欄に該当事項を記載すること。

事務連絡
平成16年10月28日

新潟県総務部長 殿
(市町村課扱い)

総務省自治行政局公務員部福利課長

新潟県中越地震に関する共済組合の短期給付関係の事務処理について

標記については、新潟県市町村職員共済組合において被災した組合員及び被扶養者（以下「組合員等」という。）に対して、下記事項に留意し、その周知徹底を図られるようお願いします。

記

1. 組合員に対する周知事項について

被災した組合員に対して、次の事項について周知を図ること。（別添参照）

(1) 組合員証等の再発行について

被災により組合員証等を紛失・消失した場合は、所属所長に対し速やかに再交付申請を行うこと。

なお、所属所に対する再交付申請が困難な場合は、直接、新潟県市町村職員共済組合に対し再交付申請を行っても差し支えないこととする。

(2) 組合員証等がない場合の医療機関等での受診について

被災又は避難した組合員等が治療を必要とするときは、組合員証等の再発行が間に合わない場合であっても、病院等の窓口において、氏名、生年月日及び組合員の勤務先を申し出ることにより、保険診療が受けられる措置が講じられていること。

2. 共済組合における当面の事務処理について

(1) 組合員証等の再発行業務について

組合員証等について、被災又は避難した組合員の申請に基づき速やかに再発行ができるようその体制を整えること。

なお、再発行の申請が所属所長を経由することが困難などの理由により直接共済組合に申請があった場合であっても、速やかに組合員証等の再発行を行うこと。

(2) 保健給付費等の支払いについて

被災した組合員から給付金等の申請があったときは、速やかに審査のうえ支払いを行うこと。

共済組合からのお知らせ

新潟県中越地震に被災された組合員とご家族の皆様へ

〇〇共済組合

このたびの新潟県中越地震において、被害にあわれた組合員及びご家族の皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

さて、今回の地震で被災された当共済組合の組合員及びその被扶養者の方には、次のような特例措置が講じられていますが、共済組合では組合員証等を紛失・消失された方への再交付を行っていますので、できるだけ早く再交付申請の手続きをされますようお願いいたします。

なお、組合員証等の再交付については、通常、所属所長を経由していただいておりますが、それが困難な場合には当共済組合に直接連絡してください。

組合員証等がない場合でも病院・診療所で保険診療が受けられます。

組合員証等の再交付が間に合わない場合でも、医療機関の窓口で次の事項を申告すれば保険診療が受けられます。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 組合員の勤務先

なお、ご不明な点などがありましたら、当共済組合までご連絡ください。

(お問い合わせ先)
〇〇共済組合〇〇課
担当者：〇〇
TEL

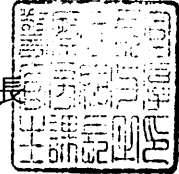


警察庁丁給厚発第215号

平成20年6月23日

警察共済組合理事長 殿

警察庁長官官房給与厚生課長



平成20年岩手・宮城内陸地震に伴う警察共済組合の短期給付関係の事務
処理について

標記の件については、被災した組合員及び被扶養者（以下「組合員等」とい
う。）に対して、下記による取扱いを図られるよう周知の徹底を願います。

記

1 一部負担金等の徴収猶予及び減免について

共済組合においては、災害その他の特別の事情がある組合員に対し、地方公
務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「地共済法」という。）第57
条の2の規定に基づき、共済組合の判断により、一部負担金等の徴収猶予及び
減免を行うことができるとされており、今般の平成20年岩手・宮城内陸地震に
係る被災組合員等の一部負担金等についても、その被害状況に応じて適切な措
置を講じられたいこと。その手続については、以下によることとするので、取
扱いに遺漏のないよう留意されたいこと。

(1) 申請

一部負担金等の徴収猶予又は減免の措置を受けようとする者は、あらかじ
め組合に対し、申請書（別紙様式1参照）を提出しなければならないこと。

(2) 証明書の交付

ア 組合は、地共済法第57条の2第1項又は同法第59条の2第1項若しくは第
2項の規定により、一部負担金等の徴収猶予又は減免の決定をした場合は、
速やかに証明書（別紙様式2参照）を申請者に交付するものとする。

イ 一部負担金等の徴収猶予又は減免の措置を受けた者が、保険医療機関等
から療養の給付、保険外併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給、家族
療養費の支給又は家族訪問看護療養費の支給（以下「療養の給付等」とい
う。）を受けようとするときは、アの証明書を組合員証又は組合員被扶養
者証（以下「組合員証等」という。）に添えて当該保険医療機関等に提出
しなければならないこと。

(3) 保険医療機関等における取扱い

ア 証明書の交付を受けた者が、保険医療機関等から療養の給付等を受ける際に組合員証等に当該証明書を添えて提出した場合、一部負担金等を減額された者は減額された一部負担金等を支払えば足り、一部負担金等の支払を徴収猶予又は免除された者は一部負担金等の支払を要しないものであること。

イ 証明書の提出を受けた保険医療機関等は、徴収猶予又は減額若しくは免除された一部負担金等の支払を受けることを要せず、当該一部負担金等相当額については審査支払機関に請求するものであること。

(4) 徴収猶予及び減免の取消し

ア 組合は、一部負担金等の徴収猶予の措置を受けた者が次のいずれかに該当する場合においては、その徴収猶予をした一部負担金等の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを一時に徴収することができること。

(ア) 徴収猶予を受けた者の資力その他の事情が変化したため、徴収猶予をすることが不相当であると認められるとき。

(イ) 一部負担金の納入を免れようとする行為があったと認められるとき。

イ 組合は、偽りの申請その他不正の行為により一部負担金等の減免を受けた者がある場合においてこれを発見したときは、直ちに当該一部負担金等の減免を取り消すものとする。この場合において当該組合員等が保険医療機関等から療養の給付等を受けたものであるときは、組合は、直ちに、減免を取り消した旨及び取消しの年月日を当該保険医療機関等に通知するとともに、当該組合員等がその取消しの日の前日までの間に減免によりその支払を免れた額を当該組合員に返還させるものとする。

2 組合員証等の取扱いについて

組合員等が被災により組合員証等を紛失した場合の取扱いについては、以下の事項に留意の上、適切に対応されたいこと。

(1) 組合員に対する周知事項について

被災した組合員に対して、次の事項について周知を図ること。(別添参照)

ア 組合員証等の再発行について

被災により組合員証等を紛失・焼失した場合は、所属所長に対し速やかに再交付申請を行うこと。

なお、所属所に対する再交付申請が困難な場合は、直接、貴組合に対し再交付申請を行っても差し支えないこととする。

イ 組合員証等がない場合の医療機関等での受診について

被災又は避難した組合員等が治療を必要とするときは、組合員証等の再発行が間に合わない場合であっても、病院等の窓口において、氏名、生年月日及び組合員の勤務先を申し出ることにより、保険診療が受けられる措置

が講じられていること。

(2) 組合員証等の再発行業務について

組合員証等について、被災又は避難した組合員の申請に基づき速やかに再発行ができるようその体制を整えること。

なお、再発行の申請が所属所長を経由することが困難などの理由により直接共済組合に申請があった場合であっても、速やかに組合員証等の再発行を行うこと。

(3) 組合員証等がない場合の受診に係る支部等への周知について

(1)イの取扱いについて、警察共済組合関係各支部及び各関係機関に対し周知すること。

3 保健給付費等の支払いについて

被災した組合員から給付金等の申請があったときは、速やかに審査のうえ支払いを行うこと。

(別紙) 様式 1

一部負担金等 減 額
免除 申請書
徴収猶予

組合員証等記号番号						
組合員	氏名		生年月日		性別	
	住所					
減免等を 希望する 対象者	氏名		生年月日		性別	
	住所					
	傷病名					
	発病又は負傷年月日					
減免等を申請する理由						

上記のとおり申請いたします。

平成 年 月 日

共済組合理事長 殿

組合員 住 所
氏 名

印

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番を標準とする。
- 2 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

様式 2

一部負担金等 減 額
免 除 証明書
徴収猶予

組合員証等記号番号						
組合員	氏名		生年月日		性別	
	住所					
対象者	氏名		生年月日		性別	
	住所					
減免等の内容						
減 額 負担割合 割			有効期限 平成 年 月 日			
免 除						
徴収猶予						

上記のとおり証明する。

平成 年 月 日

共済組合理事長



備考

- 1 この証の大きさは、縦127ミリメートル、横91ミリメートルとする。
- 2 この証は、対象者一人ごとにこれを作製すること。
- 3 減免等の内容は、該当しないものを抹消すること。また、証明書の題名についても同様とすること。
- 4 対象者が組合員であるときは、対象者の「氏名」欄に組合員本人と記載し、対象者が被扶養者であるときは、それぞれの欄に該当事項を記載すること。

共済組合からのお知らせ

岩手・宮城内陸地震に被災された組合員とご家族の皆様へ

警察共済組合

このたびの岩手・宮城内陸地震において、被害にあわれた組合員及びご家族の皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

さて、今回の地震で被災された当共済組合の組合員及びその被扶養者の方には、次のような特例措置が講じられていますが、共済組合では組合員証等を紛失・消失された方への再交付を行っていますので、できるだけ早く再交付申請の手続きをされますようお願いいたします。

なお、組合員証等の再交付については、通常、所属所長を経由していただいておりますが、それが困難な場合には当共済組合に直接連絡してください。

組合員証等がない場合でも病院・診療所で保険診療が受けられます。

組合員証等の再交付が間に合わない場合でも、医療機関の窓口で次の事項を申告すれば保険診療が受けられます。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 組合員の勤務先

なお、ご不明な点などがありましたら、当共済組合までご連絡ください。

(お問い合わせ先)
警察共済組合保健医療課
担当者：〇〇
TEL